○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字山潟字田子沼一〇四一番から同町大字山潟字田子沼一四〇三番一四まで	前	三一・六〇～三五・八〇 メートル	一二五・六〇 キロメートル
	後	三一・六〇～三五・八〇 メートル	一二五・一七五 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県多気郡明和町大字行部字南浦三一五番二から同町大字行部字八ツ川五一一番まで	前	三五・六〇～三八・八〇 メートル	〇・一二五 キロメートル
	後	三五・六〇～四九・八〇 メートル	〇・一二五 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	三重県多気郡明和町大字行部字東浦三一六番二から同町大字行部字八ツ川五一一番まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月十日

○北海道開発局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡比布町新町四丁目八七八番から同町新町五丁目四八〇番九まで	前	二二・〇〇～二五・一一 メートル	〇・二五三 キロメートル
	後	二二・〇〇～三二・八〇 メートル	〇・二五三 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡上湧別町字開盛二一八番から同町字開盛三九二番一まで	前	二五・〇〇～四〇・〇〇 メートル	〇・四七一 キロメートル
	後	二五・〇〇～六〇・〇〇 メートル	〇・四七一 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩四八番一〇から同町字本別五三一番六九まで	前 A・B・C	七・六〇～二一・〇〇 メートル	七・〇六三 キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 D・E・F	一二・一〇～一一四・〇〇 メートル	四・二七四 キロメートル	
	前 G・H	七・六〇～二一・〇〇 メートル	七・〇六三 キロメートル	
	後 B・C	一二・一〇～一一四・〇〇 メートル	七・三九七 キロメートル	
	後 D・E・F・G・H・I	七・六〇～二一・〇〇 メートル	七・〇六三 キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七八林班い小班地内	前	二五・〇〇～九一・〇〇 メートル	一・四一六 キロメートル
	後	二五・〇〇～九一・〇〇 メートル	一・四一六 キロメートル
北海道斜里郡斜里町ウトロ東三一二番から同町ウトロ東三一一番まで	前	二一・八〇～五九・二〇 メートル	〇・〇五九 キロメートル
	後	二一・八〇～七二・〇〇 メートル	〇・〇五九 キロメートル
北海道斜里郡斜里町字峰浜国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一四三林班に小班から同町字峰浜一五六番一まで	前	一二・〇二～一八・七五 メートル	〇・九九三 キロメートル
	後	一二・〇二～二五・一三 メートル	〇・九九三 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道様似郡様似町字冬島一六九番二地内	前	二五・〇〇～三一・〇〇 メートル	〇・二二〇 キロメートル
	後	二八・〇〇～三四・九〇 メートル	〇・二二〇 キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部